

平成16年度年度計画による自己点検・評価書

項目 - 6 教育研究組織（運営体制）

（1）観点ごとの自己点検・評価

観点 - 6 - : 教育研究評議会及び教授会が、教育活動にかかわる重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

（観点にかかる状況）

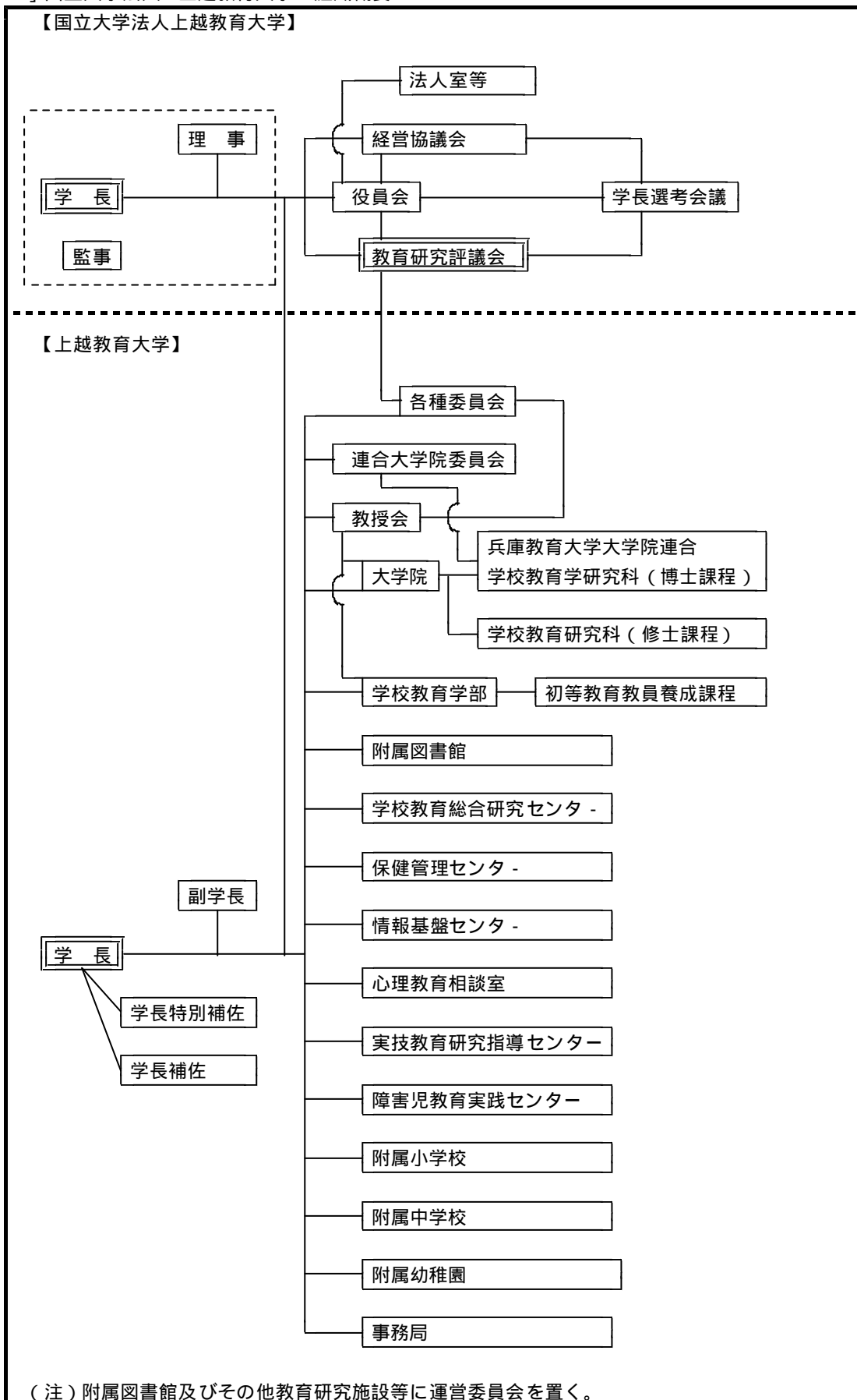
） 教育研究評議会が、教育活動にかかわる重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育研究評議会は、国立大学法人法第21条に則り整備された国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則に基づき、学長、学長が指名した理事1人、学長が指名した副学長2人、附属図書館長、学部主事、学長が指名した附属学校長1人、学長が指名した教授若干人及び学長が指名した事務系職員若干人で組織され、次のとおり本学の教育活動にかかわる重要事項を審議している。

- (1) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の経営に関するものを除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- (3) 学則（本法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他上越教育大学の教育研究に関する重要事項

教育研究評議会は、原則毎月第2水曜日に開催され、また、その他必要に応じ開催することにより、本学の教育活動にかかわる重要事項を審議するに十分な活動ができるようになっている。平成16年度は、12月までに13回開催した。

[1] 国立大学法人・上越教育大学の組織概要



[2] 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則（抄）

国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第25条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の経営に関するものを除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- (3) 学則（本法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他上越教育大学の教育研究に関する重要事項

（組織）

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる者（以下「評議員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名した理事1人
 - (3) 学長が指名した副学長2人
 - (4) 附属図書館長
 - (5) 学部主事
 - (6) 学長が指名した附属学校長1人
 - (7) 学長が指名した教授若干人
 - (8) 学長が指名した事務系職員若干人
- （任期等）

第4条 前条第7号及び第8号に掲げる評議員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の評議員は、再任することができる。

（議長等）

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を招集し、これを主宰する。

3 学長は、委員の3分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名する理事が、その職務を代行する。

（議案の提出）

第6条 教育研究評議会への議案の提出は、学長が行う。

（定足数及び議決数）

第7条 教育研究評議会は、評議員（公務出張を命ぜられた者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（評議員以外の者の出席）

第8条 議長は、必要があると認めるときは、評議員以外の者を教育研究評議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（専門委員会の設置）

第9条 教育研究評議会は、その所掌事項を専門的に調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 教育研究評議会が必要と認めるときは、前項に規定する専門委員会に教育研究評議会の評議員以外の職員を加えることができる。

（事務の処理）

第10条 教育研究評議会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

（細則）

第11条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

[3] 国立大学法人法（抄）

国立大学法人法（抄）

（教育研究評議会）

第21条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事

三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者

四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員

3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

一 中期目標についての意見に関する事項（前条第四項第一号に掲げる事項を除く。）

二 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第四項第二号に掲げる事項を除く。）

三 学則（国立大学法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 教員人事に関する事項

五 教育課程の編成に関する方針に係る事項

六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

九 その他国立大学の教育研究に関する重要事項

4 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

5 議長は、教育研究評議会を主宰する。

[4] 国立大学法人上越教育大学学則（抄）

国立大学法人上越教育大学学則（抄）

（教育研究評議会）

第25条 法人に、教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

) 教授会が、教育活動にかかわる重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会は、学校教育法第59条により整備された上越教育大学教授会規則に基づき、学長、副学長、教授、助教授、講師、助手で組織され、次のとおり本学の教育活動にかかわる重要事項を審議している。

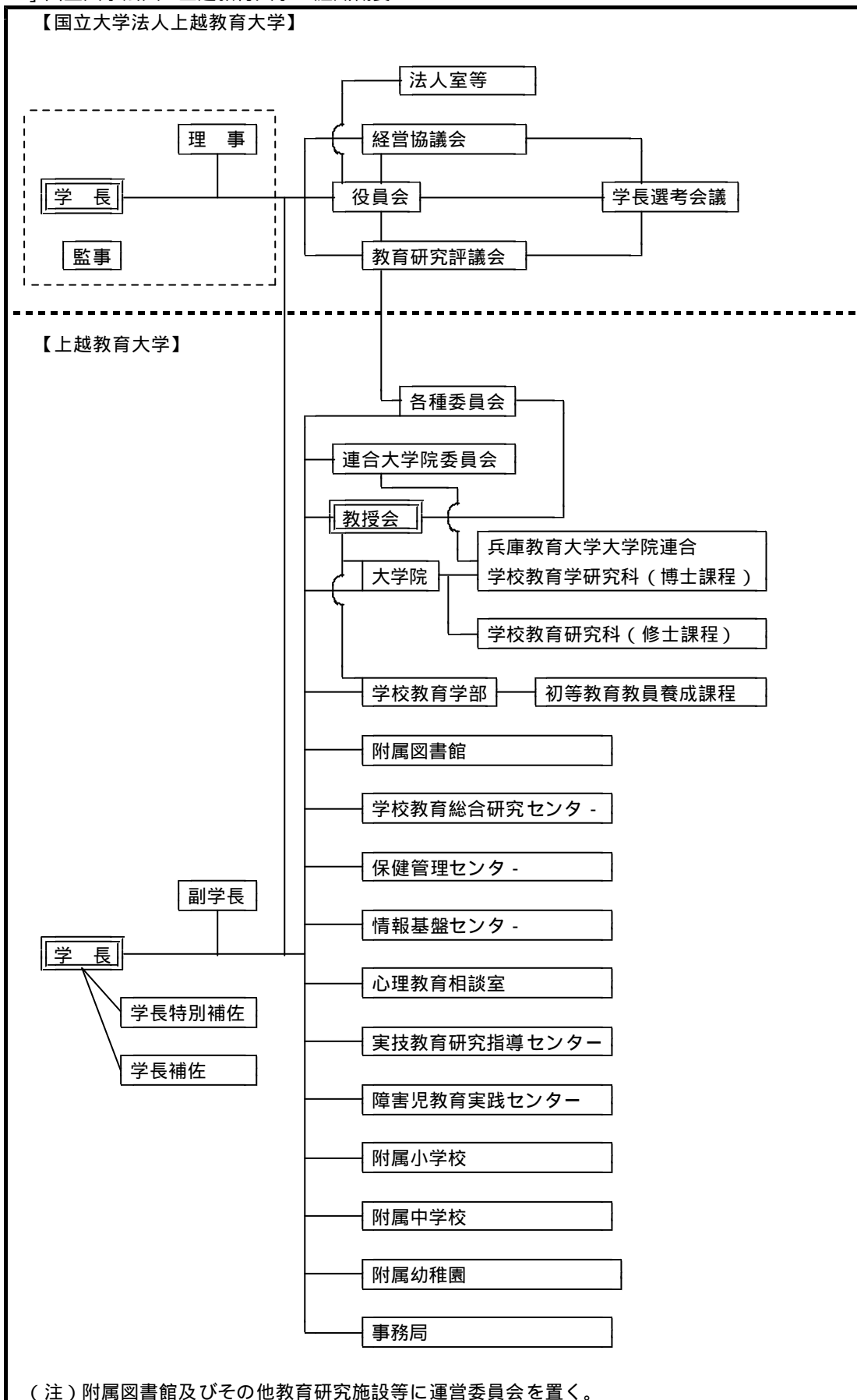
(1) 上越教育大学（以下「本学」という。）の学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

(2) 教員の選考等に関する事項

(3) その他本学の教育又は研究に関する重要事項

教授会は、原則毎月第4水曜日に開催することとし、また、その他必要に応じ開催することにより、本学の教育活動にかかわる重要事項を審議するに十分な活動ができるようになっている。平成16年度は、12月までに12回開催した。

[1] 国立大学法人・上越教育大学の組織概要



[2] 上越教育大学教授会規則（抄）

上越教育大学教授会規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第27条第2項の規定に基づき、上越教育大学教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 上越教育大学（以下「本学」という。）の学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (2) 教員の選考等に関する事項
- (3) その他本学の教育又は研究に関する重要事項

（組織）

第3条 教授会は、次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 教授
 - (4) 助教授
 - (5) 講師
 - (6) 助手
- （議長等）

第4条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

- 2 学長は、構成員（公務出張を命じられた者及び休職中の者を除く。以下同じ。）の3分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 学長に事故があるとき又は学長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名する副学長が、その職務を代行する。

（議案の提出）

第5条 教授会への議案の提出は、学長が行う。

（定足数及び議決数）

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第2条第2号に規定する事項の議決については、出席した構成員の3分の2以上とする。

（事務局長等の出席）

第7条 事務局長（事務局長に事故があるときは、その代理者）は、教授会に出席し、議長の求めに応じ議事について意見を述べることができる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、関係の職員を教授会又は次条に規定する委員会等に出席させ意見を述べさせることができる。

（専門委員会の設置）

第8条 教授会は、その所掌事項を専門的に調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 教授会が必要と認めるときは、前項に規定する専門委員会に教授会の構成員以外の職員を加えることができる。

（事務の処理）

第9条 教授会の事務は、総務部総務課において処理する。

（細則）

第10条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

[3] 学校教育法（抄）

学校教育法（抄）

第59条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

2 教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。

[3] 国立大学法人上越教育大学学則（抄）

国立大学法人上越教育大学学則（抄）

（教授会）

第27条 本学の教員の選考並びに教育又は研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(分析結果)

相応である。

(根拠理由)

このように、教育研究評議会及び教授会は、関係法令等に基づき設置され、教育活動にかかわる重要事項を審議するための必要な活動を適切に行っている。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

なし

(今後の検討課題)

なし

(1) 観点ごとの自己点検・評価

観点 - 6 - : 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し実質的な検討が行われているか。

(観点にかかる状況)

i) 教育課程や教育方法等を検討する組織体制が整備されているか。

本学の教育課程の編成及び運営は全学共通で行う体制を取っている。

教育課程の編成方針に関する事項は教育研究評議会で審議し、教育課程の編成及び運営に関する事項は、教育研究評議会の下に置かれている教務委員会で審議する体制となっている。

なお、教育研究評議会の組織は、学長、学長が指名した理事1人、学長が指名した副学長2人、附属図書館長、学部主事、学長が指名した附属学校長1人、学長が指名した教授若干人、学長が指名した事務系職員若干人を持って組織するものである。[1]

また、教務委員会の組織は、学長が指名した副学長、第一部及び第五部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授(講師を含む。以下同じ。)各2人。ただし、各2人のうち各1人は、教授をもって充てる。第二部及び第三部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授各3人。ただし、各3人のうち各1人は、教授をもって充てる。第四部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授5人。ただし、5人のうち1人は、教授をもって充てる。学務部長、教育支援課長、その他学長が指名した者若干人で組織するものである。[2]

根拠データ

[1] 「国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則」

国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則(平成16年学則第1号)第25条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見)に関する事項(国立大学法人上越教育大学(以下「本法人」という。)の経営に関するものを除く。)
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項(本法人の経営に関するものを除く。)
- (3) 学則(本法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9) その他上越教育大学の教育研究に関する重要事項

(組織)

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる者（以下「評議員」という。）をもって組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名した理事1人

(3) 学長が指名した副学長2人

(4) 附属図書館長

(5) 学部主事

(6) 学長が指名した附属学校長1人

(7) 学長が指名した教授若干人

(8) 学長が指名した事務系職員若干人

(任期等)

第4条 前条第7号及び第8号に掲げる評議員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の評議員は、再任することができる。

(議長等)

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を招集し、これを主宰する。

3 学長は、委員の3分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名する理事が、その職務を代行する。

(議案の提出)

第6条 教育研究評議会への議案の提出は、学長が行う。

(定足数及び議決数)

第7条 教育研究評議会は、評議員（公務出張を命ぜられた者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、評議員以外の者を教育研究評議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門委員会の設置)

第9条 教育研究評議会は、その所掌事項を専門的に調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 教育研究評議会が必要と認めるときは、前項に規定する専門委員会に教育研究評議会の評議員以外の職員を加えることができる。

(事務の処理)

第10条 教育研究評議会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に指名された第3条第7号及び第8号に規定する評議員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとし、再任を妨げない。

[2] 「上越教育大学教務委員会規程」

上越教育大学教務委員会規程

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会に上越教育大学教務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学部及び大学院の教務に関する事項について調査検討することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部及び大学院の教務に関する事項
- (2) 教育課程の編成及び運営に関する事項
- (3) 教育実習に関する事項
- (4) その他学長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 第一部及び第五部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授(講師を含む。以下同じ。)各2人。ただし、各2人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (3) 第二部及び第三部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授各3人。ただし、各3人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (4) 第四部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授5人。ただし、5人のうち1人は、教授をもって充てる。
- (5) 学務部長
- (6) 教育支援課長
- (7) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第5条 前条第2号から第4号まで及び第7号に掲げる委員は、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第7号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱

された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第8条 委員会は、委員(公務出張を命じられた者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務の処理)

第11条 委員会に関する事務は、学務部教育支援課において処理する。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号から第4号までの委員のうち、第一部、第二部及び第五部の各1人の委員並びに第三部及び第四部の各2人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとし、再任を妨げない。

ii) 教育課程や教育方法等を検討する組織体制が、機能しているか。

教育課程の編成方針等は、第7回教務委員会(9/17)で審議し、教育研究評議会に付議することの了承を得た上で、第11回教育研究評議会で承認を得ている。[3],[4],[5]

なお、12月現在、教務委員会を計11回開催し、主なものとして次の事項について審議した。学籍異動、教務にかかる学内規則等の制定、教育実習専門部会委員、大学院教育実習専門部会委員、保育実習専門部会委員及び各部会長の指名、TA実施計画、TAの選考、教育課程の一部変更、既修得単位の認定、長期履修学生の受入れ、教育職員免許取得プログラムの受入れ、研究生の受入、試験における不正行為の防止対策、科目等履修生の受入、大学院修了判定、中期目標・中期計画に基づく年度計画、平成17年度以降の学年暦、派遣特別研究学生の派遣、平成17年度開設授業科目・授業時間割、平成17年度教育実習実施計画等

特に、長年の懸案事項であった学年暦の改正、長期履修学生制度導入に伴う規定の整備、中期目標・中期

計画に基づく年度計画作成WGの設置等、新たな事項について審議した。[6]

また 昨年まで設置していた教育実習委員会を教務委員会の下に置く専門部会として改編したことにより、教育実習に関わる事項についても審議することとなった。[7]

根拠データ

[3] 「教育課程の編成方針」

教育課程の編成方針

平成16年10月13日
教育研究評議会

1 本学教育課程の編成の基本方針

- (1) 教養教育については、「幅広く深い教養」、「総合的な判断力」、「豊かな人間性」の目的を重視し、その目的に即して専門教育と連携させて授業科目を編成する。
- (2) 各講座等における授業科目の編成に当たっては、新構想の教員養成大学である本学の設置の趣旨及び教育理念を踏まえ、大学設置基準第19条の教育課程の編成方針に従って、在学生の修学上効果的に履修できるように編成するものとする。

注) 各講座等とは、次のものをいう。

講座・分野(専修(専攻)・コース・分野等に関する授業科目)

教務委員会(教育実習及び学際的な分野に関する授業科目)

国際交流推進室(海外教育研究に関する授業科目)

情報基盤センター運営委員会(情報教育に関する授業科目)

2 教育課程の原則

入学時の教育課程は、当該学生が卒業・修了するまで保証するものとする。

3 教育課程の責任体制

上記1及び2に基づき、各講座等で責任をもって運営するものとする。

4 その他

(1) 授業科目の開設等の手続方法

各講座等は、授業科目の開設等(新設、改廃、名称変更等)について教務委員会に提案する。

教務委員会は、各講座等から提案された案を、全学的視点に立って審議するものとする。

(2) この教育課程の編成方針は大学院の教育課程にも準用するものとする。

[4] 「新設授業科目の担当教員審査等の取扱い」

新設授業科目の担当教員審査等の取扱い

平成16年10月13日
教育研究評議会の議に
基づく学長裁定

学部又は大学院において新たに授業科目を開設する場合等は、教育課程の編成方針(平成16年10月13日教育研究評議会)に基づき、その審査・開設手続を明確にし、授業内容の水準の維持を図るため、次のとおり取り扱うものとする。

1 新設授業科目

(1) 学部の場合

各講座等で新たに授業科目を開設する場合は、その新設授業科目案については教務委員会の議を経て、教授会で決定する。

担当予定者（当該講座等以外の教員を含む。）については各講座等で選考の上、教授会で決定する。

(2) 大学院の場合

各講座等で新たに授業科目を開設する場合は、その新設授業科目案については教務委員会の議を経て、教授会で決定する。

担当予定者（当該講座等以外の教員を含む。）については各講座等で選考の上、教員選考委員会及び教授会の議を経て、教育研究評議会で決定する。ただし、大学院担当教員として既に審査された教員が所属講座等の授業科目を担当する場合は、当該講座等の審査・決定をもって、教育研究評議会で決定したものとみなして取り扱う。

2 学際的な分野の授業科目

(1) 学部の場合

学際的な分野に関する授業科目を開設する場合は、その新設授業科目案については教務委員会の議を経て、教授会で決定する。

担当予定者については教務委員会で選考の上、教授会で決定する。

(2) 大学院の場合

学際的な分野に関する授業科目を開設する場合は、その新設授業科目案については教務委員会の議を経て、教授会で決定する。

担当予定者については教務委員会で選考の上、教員選考委員会及び教授会の議を経て、教育研究評議会で決定する。ただし、当該授業科目を複数の教員が担当する場合で、当該教員の担当部分が大学院担当教員として既に審査されている場合は、教務委員会の審査・決定をもって、教育研究評議会で決定したものとみなして取り扱う。

3 既設の授業科目の「名称変更」等

(1) 既設の授業科目の「名称変更」、「単位数の変更」、「標準履修年次の変更」、「授業方法の変更」及び「履修方法の変更」の場合は、その授業科目案については教務委員会の議を経て、教授会で決定する。なお、担当教員については、審査を必要としない。

(2) 既設の授業科目の担当教員に変更がある場合は、上記1と同様に取り扱う。ただし、学際的な分野の授業科目は、上記2と同様に取り扱う。

4 その他

この取扱いに定めるもののほか、新設授業科目の担当教員審査等に関し必要な事項は、その都度別に定める。

[5] 「議事要旨」

第6回教務委員会議事要旨（抜粋）

議事

5 教育課程の編成方針等

委員長から、今年度委員会等の改変に伴う「教育課程の編成方針」等の変更について説明があり、審議の結果、教育研究評議会に付議することが承認された。

第11回教務委員会議事要旨（抜粋）

議事

8 教育課程の編成方針

学長から、国立大学法人化による委員会組織の改編に伴う同方針の改正について提案説明があり、原案どおり承認された。

9 新設授業科目の担当教員審査等の取扱い

学長から、国立大学法人化による委員会組織の改編に伴う同取扱いの改正について提案説明があり、原案どおり承認された。

[6] 「議事要旨」

第3回教務委員会議事要旨（抜粋）

議事

3 上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラムに関する取扱い要項

委員長から、上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラムに関する取扱い要項について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

第7回教務委員会議事要旨（抜粋）

議事

13 平成17年度以降の学年暦

委員長から、平成17年度以降の学年暦について、学長からA・Bの2案の提案があったことについて説明があり、審議した結果、教務委員会として、B案とすることが承認された。

また、B案について、問題点等があれば、次回委員会までに教育支援課へ申し出ることとした。

第9回教務委員会議事要旨（抜粋）

議事

7 国立大学法人上越教育大学中期目標・中期計画・年度計画

委員長及び教育支援課長から、委員会で着手すべく事項について説明があり、ワーキンググループを次のとおり立ち上げ作業にあたること、教育実習部分については教育実習専門部会が作業にあたることが承認された。

中期目標等ワーキンググループ

鈴木副委員長（座長）、米山委員、中村委員、土田委員、大森委員、西村委員

8 上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム取扱要項の一部改正

委員長から、同要項の一部改正について説明があり、原案どおり承認された。

9 上越教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生取扱要項の一部改正

委員長から、同要項の一部改正について説明があり、原案どおり承認された。

第10回教務委員会議事要旨（抜粋）

議事

3 国立大学法人上越教育大学中期目標・中期計画・年度計画

委員長から、平成17年度～平成21年度計画及び平成16年度自己点検・評価報告について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

次に、委員長から、平成16年度計画の実施にあたり、中期目標等ワーキンググループのメンバーに渡部、土谷、西川の各委員が追加指名された。

[7] 「議事要旨」

第1回教務委員会議事要旨（抜粋）

議事

5 教育実習専門部会委員及び部会長の指名

委員長から、平成16年度教育実習専門部会について説明があり、審議の結果、教務委員から鈴木情一委員を部会委員に指名することが承認された。また、部会長に濁川明男教授を指名することが、併せて承認された。

6 大学院教育実習専門部会委員及び部会長の指名

委員長から、平成16年度大学院教育実習専門部会について説明があり、審議の結果、教務委員から土谷良巳委員を部会委員に指名することが承認された。また、部会長に丸山昭生教授を指名することが、併せて承認された。

8 教育実習協力校訪問教員配分・役割等について

委員長から、平成16年度教育実習協力校訪問教員配分について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。また、各講座・分野の担当者名を4月30日までに教育支援課教育実習係に連絡することにした。

また、配付資料「教育実習協力校訪問教員の役割等について」及び「ゼミ生の研究授業等の参観について」について説明があり、各教員への配付をグループウェアにより行うこととした。

第3回教務委員会議事要旨（抜粋）

議事

4 教育実地研究（観察・参加）学部1年次の評価

委員長から、教育実地研究（観察・参加）学部1年次の評価基準について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

なお、評価については、各委員が分担して行うこととしたし、疑問等がある場合は鈴木（情）副委員長に問い合わせることとした。

第8回教務委員会議事要旨（抜粋）

議事

5 「総合インターンシップ制度」の導入

濁川教育実習専門部会長から、総合インターンシップ制度の導入（案）について説明があり、審議の結果、学内から意見等を求め、今後、検討していくことが、承認された。

なお、導入（案）については、学内各教員にグループウェア上で配付し、意見がある場合は11月10日までに、釜田教育実習専門部会委員へメールで提出するよう依頼することとした。

第11回教務委員会議事要旨（抜粋）

議事

2 平成17年度教育実習実施計画

委員長から、同計画についてについて説明があり、審議の結果、原案どおり教授会に付議することが承認された。

（分析結果）

優れている

（根拠理由）

「教育課程の編成方針」及び「新設授業科目の担当教員審査等の取扱い」を制定してあることは、授業担当教員の責任体制が明確になり教育課程や教育方法等を検討する上で優れているといえる。

（2）優れた点及び今後の検討課題

（優れた点）

なし

（今後の検討課題）

なし